厚生労働省
千葉労働局

Press Release

千葉労働局発表
平成27年8月5日

【照会先】
千葉労働局労働基準部賃金室
室　　長　小幡　勝雄
室長補佐　藤澤　幸子
(直通電話)043－221－2328

報道関係者　各位

平成２７年度千葉県最低賃金の改正答申について

－１９円アップの時間額８１７円を答申－

本日（平成２７年８月５日）、千葉地方最低賃金審議会（会長　中原　秀登）は、千葉労働局長（小澤　真一）に対して、千葉県最低賃金を、現行の時間額７９８円から１９円引き上げて**「時間額８１７円」**とする旨の答申を行った。

同審議会では、平成２７年７月３日に千葉労働局長から「千葉県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、千葉県最低賃金専門部会を設置し、７月３０日に中央最低賃金審議会から示された目安を参考にしつつ慎重に調査審議を重ね、答申を取りまとめたものである。

今後、この答申の内容について異議申出の公示など諸手続きを経た上、千葉労働局長が千葉県最低賃金を決定することとなる。

なお、新しい千葉県最低賃金額の発効は平成２７年１０月１日を予定している。

参考

○　中央最低賃金審議会の示す目安額
　　１９円
　　(千葉県における生活保護水準との逆転はなかった。)

※　千葉県における最低賃金（時間額）の推移

	平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度
最低時間額	７４８円	７５６円	７７７円	７９８円	８１７円
引上げ額	４円	８円	２１円	２１円	１９円
時間額の対前年度上昇率	０．５４％	１．０７％	２．７８％	２．７０％	２．３８％